

越生町国民健康保険加入者の皆さまへ

◎令和7年度国民健康保険税納税通知書を発送します

越生町国民健康保険加入者がいる世帯の世帯主の方へ、国民健康保険税納税通知書を発送します（7月中旬発送予定）。

◎昨年度からの変更点

・課税限度額の改正

地方税法施行令の改正に伴い、基礎課税分が65万円から66万円に、後期高齢者支援金等課税分が24万円から26万円に引き上げられます（介護納付金課税分は据え置き）。

・軽減判定所得の改正

地方税法施行令の改正に伴い、5割軽減分及び2割軽減分について改正されます。改正後の所得は「◎保険税の軽減について」をご覧ください。

◎令和7年度の税率は次のとおりです

	所得割	均等割	課税限度額
基礎課税分（医療分）	所得の7.4%	30,800円	660,000円
後期高齢者支援金等課税分（支援分）	所得の2.0%	11,100円	260,000円
介護納付金課税分（介護分） ※40～64歳が対象	所得の1.9%	14,800円	170,000円

※所得割は、「加入者の前年の合計所得金額－基礎控除43万円×税率」により算出します。

（基礎控除額は、前年の合計所得金額が2,400万円を超える場合変わります）

※均等割は、加入者数に応じて算出します。

※税額は、医療分＋支援分＋介護分の合計です（上限109万円）。

◎保険税の軽減について

・前年の総所得金額が一定基準以下の場合、均等割額が軽減されます。

軽減割合	世帯全員（世帯主＋被保険者）の所得合計額が
7割軽減	43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下
5割軽減	43万円＋（30.5万円×被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下
2割軽減	43万円＋（56万円×被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下

※被保険者には、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した人を含みます。

※給与所得者等とは、世帯内の給与所得者及び公的年金所得者です。

※給与所得者とは、給与等の収入金額が55万円を超える人です。

※公的年金所得者とは、65歳未満の場合、公的年金額が60万円を超える人です。（65歳以上の場合、公的年金額が110万円を超える人です）。

・65歳未満で、会社の倒産や解雇、雇止めなどになった人（非自発的失業者）は、申請により保険税が軽減されます。

・その他、義務教育就学前の被保険者、産前産後の被保険者への軽減、後期高齢者医療制度移行に伴う軽減があります。

◎納付は口座振替が便利です

納付方法を口座振替にすれば「忙しくて」「ついうっかり」など、納め忘れがなくなります。また、一度手続きをすると翌年度以降も自動的に引き落としされ、たいへん便利です。

（手続きに必要なもの）

・納税通知書 ・預貯金通帳 ・印鑑（通帳届出印）

※申込書は町内金融機関及び町役場にあります。

（口座振替取扱金融機関）

埼玉りそな銀行、りそな銀行、飯能信用金庫、埼玉縣信用金庫、いるま野農業協同組合、中央労働金庫、ゆうちょ銀行

岡町民課 国保年金担当 ☎内線121・122・123

戸籍の振り仮名の通知が発送されます

戸籍に記載する予定のフリガナの通知が届きます

戸籍に記載される振り仮名の通知書

誤っている場合は必ず届出をしてください

届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、この通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。

本籍	〇〇県〇〇市〇〇12345番
【氏の振り仮名】	
氏	法務
振り仮名	ホウム
氏の振り仮名の届出が可能な方	法務 太郎 様のみ

【名の振り仮名】

①	名	太 郎
	振り仮名	タロウ
②	名	京 子
	振り仮名	キョウコ
③	名	正
	振り仮名	タダシ
④	名	ゆり
	振り仮名	ユリ
名の振り仮名の届出が可能な方		①～④の方が個別に届出可能です。（未成年者については、親権者からの届出も可能です。）

正しい場合は、届出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されるから安心だよ！

令和7年5月26日に改正戸籍法が施行され、戸籍の記載事項に氏名の振り仮名が追加されることになりました。

このことに伴い、施行日以降、本籍地市区町村は戸籍に記載される予定の振り仮名の通知を順次発送しており、本籍地が越生町の方については、7月下旬に発送する予定です。

【振り仮名が正しい場合】

届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、通知のとおり戸籍に記載されますので、届出は不要です。

【振り仮名が誤っている場合】

令和8年5月25日までに、下記のいずれかの方法で必ず届出をお願いします。

①マイナポータルにてオンラインでの届出（マイナンバーカードをお持ちの方）

※届出方法は下記の二次元バーコードを読み取り、法務省ホームページをご覧ください。

②町民課の窓口へ届出

なお、振り仮名の届出に手数料はかからないため、法務省や市町村に対して金銭を支払うよう要求することはありません。詐欺にご注意ください。

戸籍の振り仮名制度の詳細はこちら
▼（法務省ホームページ）



振り仮名に関するお問い合わせ

コールセンター

☎0570-05-0310

岡町民課住民担当

☎内線124・125

